

平成 25 年第 4 回泉南市議会定例会議案書

議案一覧表

(平成25年12月4日提出)

議案		件名	ページ
種類	番号		
議案	1	泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任について	1
議案	2	人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて	5
議案	3	泉南市固定資産評価員の選任について	9
議案	4	指定管理者の指定について	13
議案	5	阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に係る協議について	17
議案	6	阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に係る協議について	21
議案	7	泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	25
議案	8	泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について	29
議案	9	泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	35
議案	10	泉南市水道事業給水条例及び泉南市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	39
議案	11	平成25年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第4号）	43

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	12	平成 25 年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	73
議 案	13	平成 25 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	79
議 案	14	平成 25 年度泉南市水道事業会計補正予算（第 2 号）	85

議案第1号

泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を泉南市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成25年12月4日提出

泉南市長 向井通彦

住 所 泉南市信達六尾900番地の2
氏 名 井上 高明（いのうえ たかあき）
生年月日 昭和30年1月7日
職 業 税理士

提案理由

現委員の岩本正美氏が一身上の都合により辞任を申し出たため、同委員の後任の固定資産評価審査委員会委員として井上高明氏を最適任者と認め、選任したいので提案するものである。

議案第1号参考

井上 高明氏 経歴

昭和52年 3月 関西大学経済学部卒業
同 52年 4月 株式会社ノーリツ入社
同 56年 4月 東会計事務所入所
同 59年 8月 株式会社日本サンガリアベバレッジカンパニー入社
平成 3年12月 税理士試験合格
同 4年 2月 税理士登録
同 4年10月 井上高明税理士事務所開業（現在に至る）
同 12年11月 泉南市監査委員就任
同 24年11月 泉南市監査委員退任

議案第2号

人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成25年12月4日提出

泉南市長 向井通彦

住 所 泉南市岡田三丁目9番37号

氏 名 赤井 千恵子(あかい ちえこ)

生年月日 昭和19年6月10日

職 業 無職

提案理由

赤井千恵子氏は、平成26年6月30日をもって任期満了となるが、人権擁護委員として最適任者と認め再推薦したいので、意見を求めるものである。

議案第2号参考

赤井 千恵子氏 経歴

昭和40年 3月 大阪基督教短期大学初等教育課卒業
同 40年 4月 泉南町立西信達小学校教諭
同 55年 4月 泉南市立樽井小学校教諭
平成 5年 4月 泉南市立砂川小学校教諭
同 15年 3月 大阪府教育委員会退職
同 17年 7月 泉南市人権擁護委員（現在に至る。）
同 25年 4月 岸和田人権擁護委員協議会常務委員（現在に至る。）

議案第3号

泉南市固定資産評価員の選任について

次の者を泉南市固定資産評価員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により議会の同意を求める。

平成25年12月4日提出

泉南市長 向井通彦

住 所 泉南市男里四丁目13番10号
氏 名 竹中 勇人（たけなか いさと）
生年月日 昭和28年6月1日
職 業 地方公務員

提案理由

泉南市固定資産評価員として竹中勇人氏を最適人者と認め選任したいので、提案するものである。

議案第3号参考

竹中 勇人 氏 経歴

昭和51年 3月 関西大学工学部卒業
平成 5年 3月 近畿大学通信教育部法学部卒業
昭和51年 4月 泉南市採用
平成15年 4月 財務部課税課長
同 15年11月 総務部政策推進課長
同 20年 4月 財務部次長兼税務課長
同 21年 4月 市民生活環境部参与
同 22年 4月 総務部長
同 25年 4月 泉南市副市長（現在に至る。）

議案第4号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成25年12月4日提出

泉南市長 向井通彦

- 1 管理を行わせる公の施設
泉南市総合福祉センター
- 2 指定管理者となる団体
泉南市樽井一丁目8番47号
社会福祉法人 泉南市社会福祉協議会
会長 山下 昭往
- 3 指定の期間
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第4号参考

社会福祉法人 泉南市社会福祉協議会の概要

設立年月日	昭和46年4月1日（法人化 昭和54年12月1日）
団体の目的	社会福祉法人 泉南市社会福祉法人は、泉南市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none">(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成(4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業(5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡(6) 共同募金事業への協力(7) ボランティア活動の振興(8) 福祉サービス利用援助事業(9) 福祉相談事業(10) 一般相談支援事業（せんなんピアセンター）の経営(11) 特定相談支援事業（せんなんピアセンター）の経営(12) 総合福祉センターの管理運営事業(13) 地域活動支援センター運営事業(14) その他この法人の目的達成のため必要な事業
資産総額	75,057,665円（平成25年3月31日現在）

議案第5号

阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に係る協議について

阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約（平成11年泉南市告示第72号）を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により阪南市及び岬町と協議することにつき、同条第3項において準用する同法第252条の2第3項本文の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月4日提出

泉南市長 向井通彦

提案理由

阪南市泉南市岬町介護認定審査会の執務場所が平成26年4月1日から変更するため、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約中の関係規定を変更する必要から、関係市町と協議するに当たり議会の議決を求めるものである。

阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約

阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約（平成11年泉南市告示第72号）の一部を次のように変更する。

第3条中「大阪府阪南市尾崎町一丁目10番7号阪南市立保健センタ一分室内」を「大阪府阪南市尾崎町一丁目18番15号」に改める。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

議案第6号

阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に係る協議について

阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約（平成18年泉南市告示第48号）を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により阪南市及び岬町と協議するにつき、同条第3項において準用する同法第252条の2第3項本文の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月4日提出

泉南市長 向井通彦

提案理由

阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会の名称を変更することに伴い、阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更することについて関係市町と協議するに当たり議会の議決を求めるものである。

阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約

阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約(平成18年泉南市告示第48号)の一部を次のように変更する。
題名を次のように改める。

阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約

第2条中「阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会」を「阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会」に改める。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

議案第7号

泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成25年12月4日提出

泉南市長 向井通彦

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）により、社会福祉法（昭和26年法律第45号）が改正され、社会福祉法人の認可等に関する事務を本市が行うこととなり、当該事務を行うに当たり泉南市社会福祉法人設立認可等審査会を設置する必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

(泉南市附属機関に関する条例の一部改正)

第1条 泉南市附属機関に関する条例（昭和46年泉南市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 泉南市予防接種健康被害調査委員会の項の次に次のように加える。

泉南市社会福祉法人設立認可等審査会	社会福祉法人の設立認可、解散及び合併並びに行政処分に係る審査に関する事項
-------------------	--------------------------------------

(報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第2条 報酬及び費用弁償条例（昭和31年泉南市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表予防接種健康被害調査委員会委員の項の次に次のように加える。

泉南市社会福祉法人設立認可等審査会委員	日額 7,500円
---------------------	-----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第8号

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成25年12月4日提出

泉南市長 向井通彦

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴う所要の改正及び固定資産評価員の規定を整備する必要から、本条例を提案するものである。

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

泉南市市税賦課徴収条例（昭和32年泉南市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第38条の2第1項中「いう。」を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第38条の5第1項中「当該年度の前年度において第38条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第35条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額」に改める。

第64条中「固定資産評価員」の次に「（以下「評価員」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

2 市長は、必要があると認めるときは、議会の同意を得て、副市長又はその他の職員をして、評価員の職務を兼ねさせることができる。

3 前項の場合における評価員の職務は、非常勤とし給与は支給しないものとする。

附則第6条の2の4中「第10条第1項」の次に「、附則第10条の2第1項」を加える。

附則第9条の2の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「おいて、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第16条第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、

「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第16条第1項」に、「配当所得の金額（以下）を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下）に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第16条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第10条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第16条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第2項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第10条の2の見出しを「（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）」に改め、同条第1項及び第2項を次のように改める。

当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第16条第1項及び第2項並びに第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲

渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第16条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第10条第1項」とあるのは「附則第10条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

附則第10条の3から第11条までを削る。

附則第11条の2第2項各号中「附則第11条の2第1項」を「附則第11条第1項」に改め、同条を附則第11条とする。

附則第11条の3を削る。

附則第11条の4第2項各号中「附則第11条の4第1項」を「附則第11条の2第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第11条の4第3項」を「附則第11条の2第3項」に改め、同項第2号中「附則第11条の4第3項」を「附則第11条の2第3項」に、「附則第11条の4第4項」を「附則第11条の2第4項」に改め、同項第3号中「附則第11条の4第3項」を「附則第11条の2第3項」に改め、「係る」の次に「利子所得の金額又は」を加え、同項第4号中「附則第11条の4第3項」を「附則第11条の2第3項」に改め、同条第6項中「附則第11条の4第3項」を「附則第11条の2第3項」に改め、同条を附則第11条の2とする。

附則第11条の5を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第64条の規定 この条例の公布の日
 - (2) 第38条の2第1項及び第38条の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成28年10月1日
 - (3) 附則第6条の2の4第1項、第9条の2及び第10条から第11条の5までの改正規定並びに次条第3項の規定
平成29年1月1日
- (経過措置)

第2条 平成28年1月1日前に発行された旧租税特別措置法第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 この条例による改正後の泉南市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第38条の2及び第38条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第6条の2の4、第9条の2及び第10条から第11条の5までの規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第9号

泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成25年12月4日提出

泉南市長 向井通彦

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴う所要の改正を行う必要から、本条例を提案するものである。

泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

泉南市国民健康保険税条例（昭和41年泉南市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項中「配当所得を」を「配当所得等を」に、「配当所得の金額」と、「同条」を「配当所得等の金額」と、「同条」に、「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得」を「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等」に、「配当所得の金額」とする」を「配当所得等の金額」とする」改める。

附則第6項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第6項の株式等」を「特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等」に、「第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」に、「同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」に改め、「附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする」に改める。

附則第7項を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の

上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則第8項及び第9項を削り、附則第10項を附則第8項とし、附則第11項を削り、附則第12項を附則第9項とし、附則第13項を附則第10項とする。

附則第14項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第15項を削る。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(適用区分)

この条例による改正後の泉南市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第10号

泉南市水道事業給水条例及び泉南市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市水道事業給水条例及び泉南市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成25年12月4日提出

泉南市長 向井通彦

提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うために消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正され、平成26年4月に税率が改定されることに伴い、所要の措置を講ずる必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市水道事業給水条例及び泉南市下水道条例の一部を改正する条例

(泉南市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 泉南市水道事業給水条例（昭和46年泉南市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第22条の2第2項中「100分の105を乗じて得た額」を「消費税相当額（同表に掲げる額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額」に改め、「切り捨てる。」の次に「）を加えた額」を加える。

第25条第1項中「100分の105を乗じて得た額」を「消費税相当額（同表に掲げる額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額」に改め、「切り捨てる。」の次に「）を加えた額」を加える。

(泉南市下水道条例の一部改正)

第2条 泉南市下水道条例（平成5年泉南市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第21条中「100分の105を乗じて得た額」を「消費税相当額（同表に掲げる額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額」に改め、「切り捨てる。」の次に「）を加えた額」を加える。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第11号

平成25年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第4号）

平成25年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400, 459千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28, 200, 164千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

平成25年12月4日提出

泉南市長 向井通彦

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(10)地方交付税		2,544,191	73,560	2,617,751
	1)地方交付税	2,544,191	73,560	2,617,751
(12)分担金及び負担金		246,075	6,000	252,075
	2)負担金	210,565	6,000	216,565
(14)国庫支出金		3,587,284	53,234	3,640,518
	1)国庫負担金	3,352,603	75,964	3,428,567
	2)国庫補助金	219,454	△22,730	196,724
(15)府支出金		1,715,689	37,935	1,753,624
	1)府負担金	998,369	4,296	1,002,665
	2)府補助金	604,201	41,474	645,675
	3)府委託金	113,119	△7,835	105,284
(17)寄附金		11,320	100	11,420
	1)寄附金	11,320	100	11,420
(18)繰入金		470,600	3,434	474,034
	1)基金繰入金	470,000	3,434	473,434

款	項	補正前の額	補正額	計
(19)諸 収 入		222,629	40	222,669
	6)雑 入	209,278	40	209,318
(20)市 債		8,493,600	226,156	8,719,756
	1)市 債	8,493,600	226,156	8,719,756
歳 入 合 計		27,799,705	400,459	28,200,164

2. 歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(2) 総務費		8,478,211	△2,265	8,475,946
	1)総務管理費	7,935,742	8,000	7,943,742
	2)徴税費	322,689	△2,430	320,259
	4)選挙費	55,801	△7,835	47,966
(3) 民生費		9,630,864	153,914	9,784,778
	1)社会福祉費	2,568,278	29,972	2,598,250
	2)児童福祉費	3,357,028	32,690	3,389,718
	3)生活保護費	2,205,039	89,828	2,294,867
	4)国民健康保険費	640,075	△1,376	638,699
	5)介護保険費	860,444	2,800	863,244
(4)衛生費		1,547,898	12,000	1,559,898
	1)保健衛生費	456,064	12,000	468,064
(8)消防費		814,407	△9,466	804,941
	1)消防費	814,407	△9,466	804,941
(9)教育費		1,645,934	△3,754	1,642,180
	1)教育総務費	295,244	8,750	303,994

款	項	補正前の額	補正額	計
	2)小学校費	381,856	△5,202	376,654
	3)中学校費	119,985	598	120,583
	4)幼稚園費	393,536	△8,000	385,536
	5)社会教育費	382,813	100	382,913
(11)諸支出金		510,591	250,030	760,621
	2)ふるさと創生事業推進基金費	201	100,000	100,201
	3)地域福祉基金費	338	150,000	150,338
	9)雑 支 出	263,465	30	263,495
歳出合計		27,799,705	400,459	28,200,164

第2表 地方債

1 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法					備 考
				資 金 区 分	償還期限	左のうち 据置期間	償還方法	その他	
火葬場整備事業債	千円 4,500	普通貸借 (証書借入) 又 は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政 府 大 阪 府 地 方 公 共 団 体 金 融 機 関 銀 行 そ の 他	年以内 3 0	年以内 5	年賦又は半年賦、元利均等償還若しくは元利均等償還、又は満期一括償還	左記の条件の範囲内において借入先に融通条件がある場合は、その条件に従うことができる。また、財政の都合により、償還期限及び据置期間を短縮し、又は線上償還若しくは低利に借り換えることができる。	

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償還方法
消防施設整備事業債	千円 43,000	普通貸借 (証書借入) 又 は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金については、その融通条件による。ただし、財政の都合により、償還期限及び据置期間を短縮し、又は線上償還若しくは低利に借り換えることができる。	千円 34,100	補正前と同じ	年%以内 補正前と同じ	補正前と同じ
臨時財政対策債	1,080,000	"	"	"	1,310,556	"	"	"

平成 25 年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第 4 号）事項別明細書

歳
入

(単位：千円)

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
10 地方交付税		2,544,191	73,560	2,617,751			
(1) 地方交付税		2,544,191	73,560	2,617,751			
	1) 地方交付税	2,544,191	73,560	2,617,751	1. 地方交付税	73,560	
12 分担金及び負担金		246,075	6,000	252,075			
(2) 負担金		210,565	6,000	216,565			
	2) 衛生費負担金	11,674	6,000	17,674	1. 火葬場費負担金	6,000	
14 国庫支出金		3,587,284	53,234	3,640,518			
(1) 国庫負担金		3,352,603	75,964	3,428,567			
	1) 民生費負担金	3,349,612	75,964	3,425,576	5. 生活保護費負担金	67,371	
					6. 保険基盤安定負担金	△688	
					9. 障害児施設給付費等負担金	9,281	
(2) 国庫補助金		219,454	△22,730	196,724			
	2) 民生費補助金	141,546	△20,000	121,546	6. 介護保険事業費補助金	△20,000	地域介護・福祉空間整備推進交付金
	5) 教育費補助金	26,223	△2,730	23,493	1. 幼稚園就園奨励費補助金	△2,666	私立分

款 14 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目 5 教育費補助金

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
					2. 要保護児童生徒援助費補助金	△64	中学校分
1 5 府支出金		1,715,689	37,935	1,753,624			
(1) 府負担金		998,369	4,296	1,002,665			
	1) 民生費負担金	996,873	4,296	1,001,169	6. 保険基盤安定負担金	△344	
					10. 障害児施設給付費等負担金	4,640	
(2) 府補助金		604,201	41,474	645,675			
	2) 民生費補助金	501,723	41,474	543,197	2. 老人医療費補助金	7,101	
					11. 介護保険事業費補助金	23,546	介護基盤緊急整備等臨時特例補助金 746 介護施設開設支援臨時特例基金特別対策事業費補助金 22,800
					12. 安心こども基金事業補助金	10,827	
(3) 府委託金		113,119	△7,835	105,284			
	1) 総務費委託金	110,694	△7,835	102,859	6. 参議院議員通常選挙委託金	△7,835	
1 7 寄 附 金		11,320	100	11,420			
(1) 寄 附 金		11,320	100	11,420			
	3) 教育費寄附金		100	100	2. 図書購入費寄附金	100	

18 繰入金		470,600	3,434	474,034			
(1) 基金繰入金		470,000	3,434	473,434			
	4) 公共施設整備基金 繰入金	99,901	3,434	103,335	1. 公共施設整備基金 繰入金	3,434	
19 諸収入		222,629	40	222,669			
(6) 雑入		209,278	40	209,318			
	2) 過年度収入	4,766	40	4,806	1. 過年度収入	40	平成24年度子ども手当国庫負担金
20 市債		8,493,600	226,156	8,719,756			
(1) 市債		8,493,600	226,156	8,719,756			
	2) 衛生債	46,500	4,500	51,000	4. 火葬場整備事業債	4,500	
	5) 消防債	43,000	△8,900	34,100	1. 消防施設整備事業債	△8,900	
	7) 臨時財政対策債	1,080,000	230,556	1,310,556	1. 臨時財政対策債	230,556	
歳入合計		27,799,705	400,459	28,200,164			

款 20 市債 項 1 市債 目 7 臨時財政対策債

歳
出

款 2 総 務 費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
2 総 務 費	8,478,211	△2,265	8,475,946	△7,835	5,570		
				府支出金 △7,835			
(1) 総務管理費	7,935,742	8,000	7,943,742		8,000		
10) 情報管理費	86,928	8,000	94,928		8,000		
				節 区 分	金 額		
				18. 備品購入費	8,000		6,731
[4] 泉南市行政LAN事業	25,128	8,000	33,128		8,000	総務課	
				節 区 分	金 額		
				18. 備品購入費	8,000	ライセンス購入費	6,731
(2) 徴 税 費	322,689	△2,430	320,259		△2,430		
1) 賦 課 費	204,124	△2,430	201,694		△2,430		
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	△2,430		83,365
[2] 市税賦課事務事業	73,124	△2,430	70,694		△2,430	税務課	
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	△2,430	測量・調査委託料 航空写真撮影業務委託料 固定資産標準宅地鑑定評価業務委託料 評価基図作成業務委託料	△389 △800 △800 △441
(4) 選 举 費	55,801	△7,835	47,966	△7,835			
				府支出金 △7,835			
3) 参議院議員通常選挙費	26,914	△7,835	19,079	△7,835			

				府支出金 △7,835			
				節 区 分	金 額		
				1.報酬 3.職員手当等 7.賃金 8.報償費 9.旅費 11.需用費 12.役務費 13.委託料 14.使用料及び賃借料 16.原材料費	△73 △3,919 △377 △117 △6 △646 △334 △1,891 △446 △26		1,291 13,330 1,753 210 12 898 1,871 6,399 1,124 26
[1]参議院議員通常選挙事業	26,914	△7,835	19,079	△7,835		選挙管理委員会事務局	
				府支出金 △7,835 [参議院議員通常選挙委託金 △7,835]			
				節 区 分	金 額		
				1.報酬	△73	開票立会人報酬 期日前投票所の投票管理者報酬	△57 △16
				3.職員手当等	△3,919	超勤手当	13,330
				7.賃金	△377	アルバイト賃金	1,753
				8.報償費	△117	ポスター掲示場設置箇所謝礼	210
				9.旅費	△6	普通旅費	12
				11.需用費	△646	消耗品費 食糧費 印刷製本費 被服費	△277 △59 △296 △14
				12.役務費	△334	郵便料 し尿汲取手数料 コピー代一マニス料 速報電話架設料 ポスター掲示場賠償責任保険料 器具点検料	△110 △5 △71 △72 △13 △52

款 2 総務費

項 4 選挙費

目 3 参議院議員通常選挙費

款 2 総務費 項 4 選舉費 目 3 参議院議員通常選挙費

(単位：千円)

款項目事業	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		説明	補正前の額
				特定財源	一般財源		
						選挙事務従事者等傷害保険料	△11
				13. 委託料	△1,891	電算委託料 選挙公報配布委託料 ポスター掲示場設置及び撤去委託料 折込チラシ委託料	△414 △299 △1,073 △105
				14. 使用料及び賃借料	△446	駐車通行料 電子複写機使用料 器具借上料 会場借上料	△2 △29 △10 △405
				16. 原材料費	△26		26
3 民生費	9,630,864	153,914	9,784,778	101,734	52,180		
				国庫支出金 55,964			
				府支出金 45,770			
(1)社会福祉費	2,568,278	29,972	2,598,250	7,847	22,125		
				府支出金 7,847			
1)社会福祉総務費	118,170	45	118,215		45		
				節区分	金額		
				1. 報酬	45		
[7]広域福祉共同処理事務事業	14,846	45	14,891		45		
				節区分	金額		
				1. 報酬	45	社会福祉法人設立認可等審査会委員報酬	
8)障害福祉費	1,251,685	9,461	1,261,146	746	8,715		
				府支出金 746			

				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費	50		1,519
				11. 需 用 費	3		344
				13. 委 託 料	8,715		53,989
				14. 使用料及び賃借料	6		3,471
				18. 備品購入費	687		
[2]一般事務事業	7,970	8,715	16,685		8,715	障害福祉課	
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	8,715	障害者システム改修委託料	2,100
[6]障害者福祉増進事業	2,884	746	3,630		746		
				府支出金	746		
				[介護保険事業費補助金	746]		
				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費	50	講師謝礼	210
				11. 需 用 費	3	消耗品費	7
				14. 使用料及び賃借料	6	会場借上料	
				18. 備品購入費	687	器具購入費	
10)老人医療助成費	112,345	14,202	126,547		7,101	7,101	
				府支出金	7,101		
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	14,202		109,148
[2]老人医療助成事業	111,943	14,202	126,145		7,101	7,101	生活福祉課
				府支出金	7,101		

款 3 民 生 費

項 1 社会福祉費

目 10 老人医療助成費

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				[老人医療費補助金 7,101]			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	14,202	老人医療助成費	109,148
12)老人集会場費	18,907	1,700	20,607		1,700		
				節 区 分	金 額		
				18. 備品購入費	1,700		1,200
[1]老人集会場維持 管理事業	18,907	1,700	20,607		1,700	長寿社会推進課	
				節 区 分	金 額		
				18. 備品購入費	1,700	器具購入費	1,200
15)後期高齢者医療 費	740,032	4,564	744,596		4,564		
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	4,564		591,871
[2]後期高齢者医療 療養給付費負担 金事業	575,310	4,564	579,874		4,564	保険年金課	
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	4,564	後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金	575,310
(2)児童福祉費	3,357,028	32,690	3,389,718		24,748	7,942	
				国庫支出金 9,281			
				府支出金 15,467			
5)保育子育て支援 費	85,332	14,127	99,459		10,827	3,300	

				府支出金 10,827			
				節 区 分	金 額		
				3.職員手当等 7.賃 金 9.旅 費 11.需 用 費 13.委 託 料 18.備品購入費	240 197 11 118 12,761 800		20,653 1,032 280 674 5,420 800
[2]保育子育て支援事業	13,131	14,127	27,258	10,827	3,300	保育子育て支援課	
				府支出金 10,827 [安心こども基金事業補助金 10,827]			
				節 区 分	金 額		
				3.職員手当等	240	超勤手当	
				7.賃 金	197	アルバイト賃金	1,032
				9.旅 費	11	普通旅費	280
				11.需 用 費	118	消耗品費	674
				13.委 託 料	12,761	電算委託料 子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料 9,461 3,300	5,420
				18.備品購入費	800	器具購入費	800
10)障害児通所給付費	37,476	18,563	56,039	13,921	4,642		
				国庫支出金 9,281			
				府支出金 4,640			
				節 区 分	金 額		
				20.扶 助 費	18,563		37,342

款 3 民 生 費

項 2 児童福祉費

目 10 障害児通所給付費

款項目事業	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		説明	明	補正前の額
				特定財源	一般財源			
〔1〕障害児通所給付事業	37,476	18,563	56,039	13,921	4,642	保育子育て支援課		
				国庫支出金 9,281				
				〔障害児施設給付費等負担金 9,281〕				
				府支出金 4,640				
				〔障害児施設給付費等負担金 4,640〕				
				節区分	金額			
(3)生活保護費	2,205,039	89,828	2,294,867	20.扶助費	18,563	放課後等デイサービス給付費		37,342
				67,371	22,457			
				国庫支出金 67,371				
1)生活保護費	2,205,039	89,828	2,294,867	67,371	22,457			
				国庫支出金 67,371				
				節区分	金額			
				20.扶助費	89,828			2,080,374
〔2〕生活保護事業	2,085,869	89,828	2,175,697	67,371	22,457	生活福祉課		
				国庫支出金 67,371				
				〔生活保護費負担金 67,371〕				
				節区分	金額			
				20.扶助費	89,828	生活扶助費 住宅扶助費	△59,284 △22,861	2,080,374

						教育扶助費 医療扶助費 生業扶助費 施設事務費 介護扶助費	△1,096 171,639 △5,948 10,132 △2,754	
(4)国民健康保険費	640,075	△1,376	638,699	△1,032	△344			
				国庫支出金 △688				
				府支出金 △344				
1)国民健康保険費	640,075	△1,376	638,699	△1,032	△344			
				国庫支出金 △688				
				府支出金 △344				
				節 区 分	金 領			
				28. 繰 出 金	△1,376			640,075
[1]国民健康保険特別会計繰出金事業	640,075	△1,376	638,699	△1,032	△344	保険年金課		
				国庫支出金 △688				
				[保険基盤安定負担金 △688]				
				府支出金 △344				
				[保険基盤安定負担金 △344]				
				節 区 分	金 領			
				28. 繰 出 金	△1,376	国民健康保険事業特別会計への繰出金		640,075
(5)介護保険費	860,444	2,800	863,244	2,800				

款 3 民 生 費 項 5 介護保険費

款項目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				国庫支出金 △20,000			
				府支出金 22,800			
1) 介護保険費	860,444	2,800	863,244	2,800			
				国庫支出金 △20,000			
				府支出金 22,800			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び交付金	2,800		188,407
[3] 介護保険施設整備事業	188,272	2,800	191,072	2,800		長寿社会推進課	
				国庫支出金 △20,000			
				[介護保険事業費補助金 △20,000]			
				府支出金 22,800			
				[介護保険事業費補助金 22,800]			
				節 区 分	金 額		
4 衛 生 費	1,547,898	12,000	1,559,898	10,500	1,500		
				分担金及び負担金 6,000			

				市債 4,500			
(1) 保健衛生費	456,064	12,000	468,064	10,500	1,500		
				分担金及び負担金 6,000			
				市債 4,500			
7) 火葬場費	34,786	12,000	46,786	10,500	1,500		
				分担金及び負担金 6,000			
				市債 4,500			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	12,000		24,672
[2] 火葬場建設事業	14,386	12,000	26,386	10,500	1,500	環境整備課	
				分担金及び負担金 6,000			
				[火葬場費負担金 6,000]			
				市債 4,500			
				[火葬場整備事業債 4,500]			
				節 区 分	金 額		
8 消 防 費	814,407	△9,466	804,941	△8,900	△566		
				市債 △8,900			
(1) 消 防 費	814,407	△9,466	804,941	△8,900	△566		
				市債 △8,900			

款 8 消 防 費 項 1 消 防 費

款項目事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
3)消防施設整備事業費	46,892	△9,466	37,426	△8,900	△566		
				市債 △8,900			
				節 区 分	金 額		
				18. 備品購入費	△9,466		45,600
[2]消防車両整備事業	45,892	△9,466	36,426	△8,900	△566	危機管理課	
				市債 △8,900			
				[消防施設整備事業 債 △8,900]			
				節 区 分	金 額		
				18. 備品購入費	△9,466	ポンプ自動車購入費	45,600
9教 育 費	1,645,934	△3,754	1,642,180	△2,630	△1,124		
				国庫支出金 △2,730			
				寄附金 100			
(1)教育総務費	295,244	8,750	303,994		8,750		
3)指 導 費	54,901	8,750	63,651		8,750		
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	8,750		5,508
[9]情報教育推進事業		8,750	8,750		8,750	指導課	
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	8,750	小中学校PC教室OS移行業務委託料	

(2) 小学校費	381,856	△5,202	376,654		△5,202		
2) 教育振興費	77,021	△5,202	71,819		△5,202		
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	△5,202		51,923
[1] 要保護及び準要 保護児童生徒援助事業	49,472	△5,202	44,270		△5,202	学務課	
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	△5,202	要保護及び準要保護児童生徒援助費	49,472
(3) 中学校費	119,985	598	120,583	△64	662		
				国庫支出金 △64			
2) 教育振興費	43,336	△1,902	41,434	△64	△1,838		
				国庫支出金 △64			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	△1,902		31,355
[1] 要保護及び準要 保護児童生徒援助事業	30,247	△1,902	28,345		△64	△1,838	学務課
				国庫支出金 △64			
				[要保護児童生徒援 助費補助金 △64]			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	△1,902	要保護及び準要保護児童生徒援助費	30,247
3) 学校施設整備費	6,000	2,500	8,500		2,500		
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	2,500		

(単位：千円)

款 9 教 育 費 項 3 中学校費 目 3 学校施設整備費

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
〔 1〕施設保全整備事業	6,000	2,500	8,500		2,500	教育総務課	
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	2,500	設計委託料	
(4) 幼稚園費	393,536	△8,000	385,536	△2,666	△5,334		
				国庫支出金 △2,666			
2) 教育振興費	84,051	△8,000	76,051	△2,666	△5,334		
				国庫支出金 △2,666			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	△8,000		63,072
〔 1〕幼稚園就園奨励 費補助金事業	62,931	△8,000	54,931	△2,666	△5,334	学務課	
				国庫支出金 △2,666			
				〔幼稚園就園奨励費 補助金 △2,666〕			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	△8,000	就園奨励費補助金	62,931
(5) 社会教育費	382,813	100	382,913	100			
				寄附金 100			
10) 図書館及びホー ル費	90,757	100	90,857	100			
				寄附金 100			

				節 区 分	金 額		
				18. 備品購入費	100		7,000
[2]図書館運営事業	26,565	100	26,665	100		文化振興課	
				寄附金 [図書購入費寄附金 100]	100		
				節 区 分	金 額		
				18. 備品購入費	100	図書購入費	7,000
1 1 諸支出金	510,591	250,030	760,621		250,030		
(2)ふるさと創生事業推進基金費	201	100,000	100,201		100,000		
1)ふるさと創生事業推進基金費	201	100,000	100,201		100,000		
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	100,000		
[1]ふるさと創生事業推進基金事業	201	100,000	100,201		100,000	財政課	
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	100,000	繰替運用返還金	
(3)地域福祉基金費	338	150,000	150,338		150,000		
1)地域福祉基金費	338	150,000	150,338		150,000		
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	150,000		
[1]地域福祉基金事業	338	150,000	150,338		150,000	財政課	

款 11 諸支出金

項 3 地域福祉基金費

目 1 地域福祉基金費

款 11 諸支出金 項 3 地域福祉基金費 目 1 地域福祉基金費

(単位：千円)

款項目事業	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		説明	補正前の額
				特定財源	一般財源		
				節区分	金額		
				23. 償還金、利子及び割引料	150,000	繰替運用返還金	
(9) 雜支出	263,465	30	263,495		30		
2) 返還金	182,304	30	182,334		30		
				節区分	金額		
				23. 償還金、利子及び割引料	30		182,304
[1]国支出金・府支出金返還金事業	182,304	30	182,334		30	長寿社会推進課	
				節区分	金額		
				23. 償還金、利子及び割引料	30	介護保険事業費国庫補助金返還金	182,304
歳出合計	27,799,705	400,459	28,200,164	92,869	307,590		
				分担金及び負担金 6,000			
				国庫支出金 53,234			
				府支出金 37,935			
				寄附金 100			
				市債 △4,400			

地方債現在高の補正調書

(単位：千円)

区分	補 正 前 の 額		補 正 後 の 額	
	当 該 年 度 中	当 該 年 度 末	当 該 年 度 中	当 該 年 度 末
	起 債 見 込 額	現 在 高 見 込 額	起 債 見 込 額	現 在 高 見 込 額
1. 普 通 債	6,872,400	17,031,355	6,868,000	17,026,955
(6) 衛 生	46,500	944,147	51,000	948,647
(8) 消 防	43,000	315,457	34,100	306,557
6. 臨 時 財 政 対 策 債	1,607,600	9,254,537	1,838,156	9,485,093
(1) 臨 時 財 政 対 策 債	1,607,600	9,254,537	1,838,156	9,485,093
計	8,493,600	28,645,943	8,719,756	28,872,099

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
(1) 市 稅	8,707,207		8,707,207	30.9
(2) 地方譲与税	140,800		140,800	0.5
(3) 利子割交付金	20,000		20,000	0.1
(4) 配当割交付金	21,200		21,200	0.1
(5) 株式等譲渡所得割交付金	3,300		3,300	—
(6) 地方消費税交付金	626,300		626,300	2.2
(7) ゴルフ場利用税交付金	52,200		52,200	0.2
(8) 自動車取得税交付金	59,300		59,300	0.2
(9) 地方特例交付金	44,575		44,575	0.2
(10) 地方交付税	2,544,191	73,560	2,617,751	9.3
(11) 交通安全対策特別交付金	12,460		12,460	—
(12) 分担金及び負担金	246,075	6,000	252,075	0.9
(13) 使用料及び手数料	370,024		370,024	1.3
(14) 国庫支出金	3,587,284	53,234	3,640,518	12.9
(15) 府支出金	1,715,689	37,935	1,753,624	6.2
(16) 財産収入	28,878		28,878	0.1
(17) 寄 附 金	11,320	100	11,420	—
(18) 繰 入 金	470,600	3,434	474,034	1.7
(19) 諸 収 入	222,629	40	222,669	0.8
(20) 市 債	8,493,600	226,156	8,719,756	30.9
(21) 繰 越 金	422,073		422,073	1.5

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
歳入合計	27,799,705	400,459	28,200,164	100.0

2. 歳出

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
(1) 議会費	288,304		288,304	1.0
(2) 総務費	8,478,211	△2,265	8,475,946	30.1
(3) 民生費	9,630,864	153,914	9,784,778	34.7
(4) 衛生費	1,547,898	12,000	1,559,898	5.5
(5) 農林水産業費	120,274		120,274	0.4
(6) 商工費	55,066		55,066	0.2
(7) 土木費	1,537,573		1,537,573	5.4
(8) 消防費	814,407	△9,466	804,941	2.9
(9) 教育費	1,645,934	△3,754	1,642,180	5.8
(10) 公債費	3,150,583		3,150,583	11.2
(11) 諸支出金	510,591	250,030	760,621	2.7
(12) 予備費	20,000		20,000	0.1
歳出合計	27,799,705	400,459	28,200,164	100.0

議案第12号

平成25年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成25年度大阪府泉南市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,376千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,473,058千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

平成25年12月4日

泉南市長 向井通彦

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(8) 繰入金		640,075	1,376	638,699
	1) 他会計繰入金	640,075	1,376	638,699
歳入合計		8,474,434	1,376	8,473,058

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(11)予備費		156,456	1,376	155,080
	1)予備費	156,456	1,376	155,080
歳出合計		8,474,434	1,376	8,473,058

平成 25 年度

大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）事項別明細書

歳
入

款 8 繰 入 金

(単位:千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説	明
					区 分	金 額		
8 繰 入 金		640,075	1,376	638,699				
(1) 他会計繰入金		640,075	1,376	638,699				
	1) 一般会計繰入金	640,075	1,376	638,699	1. 保険基盤安定繰入金	1,376	保険基盤安定繰入金(支援金分)	
歳 入 合 計		8,474,434	1,376	8,473,058				

歳
出

(単位：千円)

款項目事業	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		説明	補正前の額
				特定財源	一般財源		
11予備費	156,456	1,376	155,080		1,376		
(1)予備費	156,456	1,376	155,080		1,376		
1)予備費	156,456	1,376	155,080		1,376		
[1]予備費	156,456	1,376	155,080		1,376		
歳出合計	8,474,434	1,376	8,473,058		1,376		

款 11 予 備 費 項 1 予 備 費 目 1 予 備 費

議案第13号

平成25年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度大阪府泉南市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,598千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,927,083千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月4日提出

泉南市長 向 井 通 彦

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(2) 使用料及び手数料		593,853	1,598	595,451
	1) 使用料	592,777	1,598	594,375
歳 入 合 計		1,925,485	1,598	1,927,083

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 総務費		460,335	1,598	461,933
	1) 総務管理費	460,335	1,598	461,933
歳出合計		1,925,485	1,598	1,927,083

平成 25 年度

大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第1号）事項別明細書

歳
入

(単位:千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説	明
					区 分	金 額		
2 使用料及び手数料		593,853	1,598	595,451				
(1) 使 用 料		592,777	1,598	594,375				
	1) 下水道使用料	592,777	1,598	594,375	2. 滞納繰越分	1,598		
歳 入 合 計		1,925,485	1,598	1,927,083				

款 2 使用料及び手数料 項 1 使 用 料 目 1 下水道使用料

歳
出

款 1 総 務 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 総 務 費	460,335	1,598	461,933	1,598			
				使用料及び手数料 1,598			
(1) 総務管理費	460,335	1,598	461,933	1,598			
				使用料及び手数料 1,598			
1) 一般管理費	360,273	1,598	361,871	1,598			
				使用料及び手数料 1,598			
				節 区 分	金 額		
				27. 公 課 費	1,598		83,807
[2] 公共下水道普及 管理事業	119,318	1,598	120,916	1,598		上下水道総務課	
				使用料及び手数料 1,598			
				[滞納繰越分 1,598]			
				節 区 分	金 額		
				27. 公 課 費	1,598	消費税	83,807
歳 出 合 計	1,925,485	1,598	1,927,083	1,598			
				使用料及び手数料 1,598			

議案第14号

平成25年度泉南市水道事業会計補正予算（第2号）

(総則)

第1条 平成25年度泉南市の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 平成25年度泉南市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出			
	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	1, 574, 530千円	149, 238千円	1, 723, 768千円
第1項 営業費用	1, 437, 458千円	149, 238千円	1, 586, 696千円

平成25年12月4日提出

泉南市長 向井通彦

平成25年度泉南市水道事業会計補正予算説明書

収益的支出の補正

(単位:千円)

款項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考
B , 水道事業費用			1,574,530	149,238	1,723,768	
1, 営業費用			1,437,458	149,238	1,586,696	
	6, 減価償却費		429,441	45,258	474,699	
		46, 有形固定資産 減価償却費	429,441	45,258	474,699	
	7, 資産減耗費		5,000	103,980	108,980	
		47, 固定資産除却費	3,500	103,980	107,480	
合計			1,574,530	149,238	1,723,768	